

# 回覧

## 肥料等物価高騰に伴う農業者支援事業について

市では、コロナ禍において原油価格や物価高騰等により影響を受けている市内の農業者の方へ支援金を支給します。

### ①水稲全般（主食用米以外を含む）

#### ◆対象者

市内に住所を有する水稲作付面積 10a 以上の方で、令和 4 年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の提出者または令和 4 年度水稲共済等に加入している農業者や営農組織

#### ◆補助金額

10a 当たり 2 千円（上限額 30 万円）

### ②水稲以外（野菜、花卉、酪農等）

(1) 茂原市認定農業者、茂原市認定新規就農者

※令和 4 年 10 月 1 日時点で認定を受けている者  
一律 5 万円

(2) 市内に住所を有し、令和 3 年分に税申告した農産物販売額が 50 万円以上の農業者

一律 2 万円

◆必要書類等 ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

・ 印鑑

・ 振込口座の通帳（確認のため原本が必要）

・ 令和 3 年分の確定申告書一式等の写し

・ 令和 3 年分に税申告した出荷・販売実績が確認できる資料

（2）の申請のみ必要

◆申請方法 必要書類等を持参の上、農政課窓口にて申請

◆申請期間 11 月 1 日(火)～12 月 23 日(金)

◆受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※①と②いずれにも該当する方は併用可能です。

※本納支所では受付はしていません。

※申請用紙は申請時に農政課にてお渡しいたします（内容をお聞き取りしての申請が必要であるため、農政課窓口にて申請書を配布いたします。ご理解とご協力をお願いいたします）。

※詳しくは農政課ウェブページをご確認ください。

※申請者と耕作者が異なる場合は委任状が必要になります。（様式はウェブページをご確認ください）